

## 区民会議案検討資料-02 (前文・総則修正案)

## 1. 前文

## ◆起草委員会修正案 (原案のまま)

私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、大学などの教育文化施設、歴史と個性ある商店街とそれをとりまく住宅街とが混在する様々な表情を持つ都市として、多様な人々・文化を受け容れてきました。

私たちをとりまく社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。まちづくりや環境、福祉、教育などに取り組む自主的な組織や地域のコミュニティなどが新たな役割を担い始めています。

私たち区民は、今このような認識のもと、自らが自治の担い手であることを改めて確認し、自ら考え、参加し、責任ある行動をします。

私たち区民は、このまちに集う多様な一人ひとりの個性と権利を尊重し、交流し、連携していく過程を大切にします。

私たち区民は、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。

この豊島区で共に暮らし、働き、学び、活動している私たち区民は、広い視野で持続可能な社会をめざし、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに豊かなものとして、未来へ引き継いでいきます。

このような決意のもと、私たち区民は、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、豊島区の自治の基本的なあり方を定める(豊島区の憲法ともいふべき)豊島区自治基本条例を制定します。 \* 下線部分は保留

## ◆起草委員会原案に対する前回区民会議での意見等

## ●原案2行目の「混在する」はマイナスイメージが強い。書き換えた方がいいのではないか

・書き換えるとすればで2つの案

①「商店街とそれをとりまく住宅街など、様々な表情を持つ都市として」

②「商店街とそれをとりまく住宅街とが共生する様々な表情を持つ都市として」

・書き換える必要はないとする意見

「混在」していることこそが豊島区の現実を表している

「混在」という言葉には、都市のエネルギーというプラスイメージも感じる

⇒全体で決を取ったところ、このままでよいという意見が大半だった。後は起草委員会の判断に任せる

⇒起草委員会としても原案のままとする

## ●起草委員会でも保留となっていた最終行「豊島区の憲法ともいふべき」の語句を入れるかどうかについては、全体会議でも意見がほぼ半々に分かれた。また、入れるにしても「豊島区」「自治」「基本」「の」等の語句が重複しているので、文章を整理した方がよい。

・入れることに賛成

わかりやすさ…最高規範ということが誰にもわかる

みんなですべて守っていく大切なものだという想いが込められる

憲法ともいふべきどころか、我がまちの憲法そのものを作るのだという気持ちでいる

・入れることには反対

憲法という言葉は重すぎる

憲法という言葉を使うことによって、かえって硬直した条例になってしまう

⇒参加人数が少なかったため、その場では決められず、次回までの保留とした。

⇒起草委員会としても次回区民会議の決によるが、いずれの場合にも文章を整理するものとして、以下の2案を再提出する。

・入れる場合……豊島区の自治の憲法ともいふべきこの条例を制定します。

・入れない場合…豊島区の自治の基本的なあり方を定めるため、この条例を制定します。

## 2. 総則

### ◆起草委員会修正案

#### 1. 目的

この条例は、前文に掲げる自治の基本理念に基づき、区民と区民の信託に基づく区議会及び区長それぞれの役割を明らかにするとともに、豊島区における自治の基本原則を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。

#### 2. 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に在住・在勤・在学・在活動の者をいう。（\*第2章・第1節の区民の定義による）
- (2) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (3) 区 区議会及び区長等をいう。
- (4) コミュニティ 人と人とのつながりをいう。

#### 3. 基本原則

##### (1) 情報共有の原則

区民及び区は、豊島区のよりよいまちづくりのため、相互に情報を提供し、共有する。

##### (2) 参加の原則

豊島区の自治は、区民の主体的な責任ある参加を基本とする。

##### (3) 協働の原則

区民及び区は、相互に連携し、それぞれの役割分担と対等な協力関係に基づき、ともに活動する。

##### (4) 多様性の尊重

区民及び区は、年齢・性別・国籍・心身の状況、社会的または経済的状況等、多様な区民の個性と立場を尊重する。

#### 4. 位置づけ等

この条例は、豊島区の自治の最高規範であり、他の条例・規則等を制定または改廃する場合は、この条例に則り、整合性を図らなければならない。

また、この条例に規定する内容については、豊島区を取り巻く社会・経済等の環境の変化や、区民及び区による自治確立の不断の取り組みを通じ、常に検証し、区民の意見を反映した見直しを行うものとする。

### ◆起草委員会原案に対する前回区民会議での意見等

#### ●定義の（2）区の定義について

通常、区長という場合は執行機関を含んでいるので、括弧書きに入れるとしたら「行政委員会を含む」といった表現になるのではないかと

⇒「区長等」という項目を設け、区の定義については上記案のように修正する。

#### ●定義の（3）コミュニティの定義について

「人と人とのつながり」は「人と人との緩やかなつながり・絆」にしたい

⇒「緩やかな」というのは価値判断を含むので、原案通りとする。

#### ●基本原則の（4）多様性の尊重についての例示はこれだけでよいか

⇒「心身の状況」の後に、「社会的または経済的状況」を入れる

⇒区民会議の意見の通りに修正する。

◆起草委員会原案・修正案比較表

	原案	修正案
1. 目的	この条例は、前文に掲げる自治の基本理念に基づき、区民と区民の信託に基づく区議会及び区長それぞれの役割を明らかにするとともに、豊島区における自治の基本原則を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。	この条例は、前文に掲げる自治の基本理念に基づき、区民と区民の信託に基づく区議会及び区長それぞれの役割を明らかにするとともに、豊島区における自治の基本原則を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。
2. 定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区民 区内に在住・在勤・在学・在活動の者をいう。 (2) 区 区議会及び区長（執行機関を含む）をいう。 (3) コミュニティ 人と人とのつながりをいう。	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区民 区内に在住・在勤・在学・在活動の者をいう。 (2) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。 (3) 区 区議会及び区長等をいう。 (4) コミュニティ 人と人とのつながりをいう。
3. 基本原則	(1) 情報共有の原則 区民及び区は、豊島区のよりよいまちづくりのため、相互に情報を提供し、共有する。 (2) 参加の原則 豊島区の自治は、区民の主体的な責任ある参加を基本とする。 (3) 協働の原則 区民及び区は、相互に連携し、それぞれの役割分担と対等な協力関係に基づき、ともに活動する。 (4) 多様性の尊重 区民及び区は、年齢・性別・国籍・ <u>心身の状況等</u> 、多様な区民の個性と立場を尊重する。	(1) 情報共有の原則 区民及び区は、豊島区のよりよいまちづくりのため、相互に情報を提供し、共有する。 (2) 参加の原則 豊島区の自治は、区民の主体的な責任ある参加を基本とする。 (3) 協働の原則 区民及び区は、相互に連携し、それぞれの役割分担と対等な協力関係に基づき、ともに活動する。 (4) 多様性の尊重 区民及び区は、年齢・性別・国籍・ <u>心身の状況、社会的または経済的状況等</u> 、多様な区民の個性と立場を尊重する。
4. 位置づけ等	この条例は、豊島区の自治の最高規範であり、他の条例・規則等を制定または改廃する場合は、この条例に則り、整合性を図らなければならない。 また、この条例に規定する内容については、豊島区を取り巻く社会・経済等の環境の変化や、区民及び区による自治確立の不断の取り組みを通じ、常に検証し、区民の意見を反映した見直しを行うものとする。	この条例は、豊島区の自治の最高規範であり、他の条例・規則等を制定または改廃する場合は、この条例に則り、整合性を図らなければならない。 また、この条例に規定する内容については、豊島区を取り巻く社会・経済等の環境の変化や、区民及び区による自治確立の不断の取り組みを通じ、常に検証し、区民の意見を反映した見直しを行うものとする。